

【3】環境基本計画に米子市の役割として、新たな(一般廃棄物)最終処分場の確保を明記

「米子市環境基本計画 2011-2020」より (p39)

2. 廃棄物の適正処理

米子市	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める。 ○焼却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。 ○一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る。 ○一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する。 ○鳥取県西部広域行政管理組合と連携して焼却灰の適正処理と、新たな最終処分場の確保を図る。 ○広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する。
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る。 ○不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める。
市民	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分別の徹底などごみの排出マナーを守り、分別収集に協力する。
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄をしない、また不法投棄を発見したら市・警察へ連絡する。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。
事業者	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。 ○マニフェストにより、産業廃棄物の適正な処理・処分を行う。
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業者選定を含めて、最終処分まで責任を持つ。 ○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。